

議 事 概 要

会議の名称 令和８年度第１回長久手市国民健康保険運営協議会

開催日時 令和８年８月２７日（木）午後１時３０分から午後２時３０分まで

開催場所 ながくてエコハウス 多目的室

出席者氏名 会長 田川 佳代子

副会長 篠壁 多恵

委員 松原 純二

委員 村田 昌克

委員 加藤 恵

委員 今村 綾

委員 吉村 尚子

委員 加藤 千明

委員 柴山 誠

事務局 福祉部長、同次長、保険医療課長、課長補佐兼保健事業
係長、国保年金係長、同主任１名

欠席者氏名 委員 水野 智文

傍聴者人数 １名

会議の公開・非公開 公開

議題

（報告事項）

- １ 令和７年度国民健康保険事業について
- ２ 令和８年度国民健康保険 保健事業について
- ３ 高額療養費制度の改正について

問い合わせ先 長久手市福祉部保険医療課国保年金係

電話 ０５６１－５６－０６１８

議 事 録

1 議事録署名者の指名

長久手市国民健康保険条例施行規則第6条第2項の規定により、松原純二委員、今村綾委員を議事録署名者に指名。

2 議題

(1) 令和7年度国民健康保険事業について（報告）

事務局説明 令和7年度国民健康保険事業について説明（資料1）

質疑応答・意見等

委員 被保険者数と保険給付費について、説明資料の集計方法では就学から64歳の部分について範囲が広いので、細分化して集計することはできないか。たとえば、保険給付費について、子ども分の医療費は無償化されており、このことで医療費が大きくなっている自治体も多いので、そういった傾向を分析する上で細分化は重要だと思う。

事務局 利用可能なデータを確認し、次回の資料作成では検討する。

委員 保険税の決算について、現年度分の記載はあるが過年度分の記載がない。過年度分も含めて説明する必要があると思う。

事務局 過年度分を含めて資料作成する。

委員 長久手市の令和8年度の保険税率は、愛知県が示す標準保険税率となっているか。

事務局 標準保険税率にはなっていないが、保険税収入の不足は発生しておらず、税収不足を補う一般会計からの繰出しによらない自立した事業運営が行える税率の設定となっている。

会長 その他ご質問がなければ、次の議題に進みます。

(2) 令和8年度国民健康保険 保健事業について（報告）

事務局説明 令和 8 年度国民健康保険 保健事業について説明（資料 2）

質疑応答・意見等

委員 特定保健指導利用勧奨とジェネリック医薬品利用促進の取り組みは、令和 11 年度の目標をすでに達成しており、令和 8 年度の目標値は現状値より低くなっている。これは県が定めた目標か。

事務局 市で定めた目標である。令和 6 年度から 6 年間の計画としており、令和 8 年度が中間年度になるので、目標値なども含めて見直しを進めている。

委員 目標値を超えている点は、長久手市の市民の意識、市の施策の努力の成果であると思うが、現状値より高い目標の方が市民に対しても取組に対する意識の向上などにつながると思う。現状値を下回る目標値は見直した方がよいと思う。

委員 特定健診受診未受診者対策で、人間ドック等の受診者で結果を提供してくれた人の人数は把握しているか。

事務局 令和 7 年度の実績は 24 人である。

委員 長久手市の特定健診の取組は、特定健診の案内もしっかり行っているなど素晴らしいと思う。その中で、データヘルス計画に健康課題として取り上げられている「県と比べ糖尿病患者数が多く、さらに糖尿病腎症が悪化している」という課題は驚いた。これは以前から顕在化していたのか。

事務局 令和 5 年度の計画作成時から問題意識としてあった。

委員 遺伝性の糖尿病は食事を気をつけても発症する。遺伝性の糖尿病のスクリーニングは血液検査でしかできないと思うので、特定健診の項目に加えるなど考慮する必要があるのではないかと考える。生活習慣による糖尿病と遺伝性の糖尿病についても、見える化する必要があると思う。

会長 その他ご質問がなければ、次の議題に進みます。

(3) 高額療養費制度の改正について（報告）

事務局説明 高額療養費制度の改正について説明（資料３）

質疑応答・意見等

委員 長久手市の高額療養費の対象者は、1月の該当となる人と多数月の該当になる人のどちらが多いか。

事務局 そうした統計データはない。

委員 今回の制度改正でメリットをがえる人はどういった人か。

事務局 これまで高額療養費の対象となっていなかった人でも、新設された年間上限額を超える場合は医療費が抑えられることになるので、長期に療養が必要な人は負担が軽減されることになる。

委員 年間の上限額について、区分イと区分ウについて大きな開きがあるが、どういった考えなのか。

事務局 年間の上限額は、各区分ごとに月あたりの多数該当の上限額を12月分積み上げた額となっている。高額療養費制度の見直しは2か年にわたり実施され、令和9年8月以降、所得区分が細分化される予定である。

会長 その他ご質問がなければ、以上をもって、令和8年度第2回長久手市国民健康保険運営協議会を終了する。

午後2時30分終了